

1 目的

学習の機会の提供に向け、自宅での学習ができるよう、タブレット端末（パソコンを含む）とスマートフォンを併用した家庭での自宅学習を行う際に必要なルールを示す。

2 必要な物品

自宅学習を行うためには、原則と回線（インターネット接続環境）が必要となる。

＜考慮すべき事項＞

- (1) 端末（タブレット・スマートフォンなど、画面が大きくタッチ操作できる機器）
- (2) 回線：無線（Wi-Fi）・携帯通信（LTE）など、インターネットの利用ができる接続手段
 - ※家庭の無線（Wi-Fi）環境への接続は、保護者が行うこと
 - ※携帯通信（LTE）では、利用に際しパケット量が多く発生するので注意すること教育委員会が必要と判断した際には、登別市教育委員会が児童生徒に貸与しているタブレット端末を保護者に貸し出すことを可能とする。ただし、回線使用料は、保護者負担とする。

3 利用における注意事項

利用者は、次のことを順守すること。

- (1) 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行いません。
- (2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- (3) 端末のそばでの飲食は禁止とする。（端末を机の上に置いたままその机の上で食事するなど）
- (4) Google アカウントユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。
- (5) 端末を持ち帰った場合は、自宅で充電を行うこと。
- (6) 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。
 - ※学校から持ち出すことで、タブレット端末は保守・保険の対象外となる。
 - ※破損等の不具合が生じた場合は、遅延なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。
 - ※不具合時には、「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策等）」の提出を要する。
- (7) 端末利用において不具合が生じた場合、遅延なく速やかに学校へ報告すること。
- (8) USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止する。
- (9) 学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止する。
- (10) 学校に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止する。
- (11) 学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板等への投稿）などは禁止する。

4 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会で協議決定する。